

## ネットワーク環境の設定変更について

交通災害共済事務の電子化にあたっては、各市のマイナンバー利用事務系にある基幹システム（住民記録）からの転入、転出、死亡等のデータ送信や、交通災害共済データベースとのデータ送受信を行うことを想定しています。

マイナンバー利用事務系と外部との通信の必要がある場合は、通信経路やアプリケーションプロトコルの限定を行わなければならないことが、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で示されており、こうした限定を行った通信を「特定通信」と呼んでいます。

各市の基幹システム（住民記録）が属するマイナンバー利用事務系ネットワークは、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナンバー制度における中間サーバ連携や住民票の写し等のコンビニ交付用のLGWAN接続、データバックアップセンターや共同利用／クラウドセンター等の限られた外部接続先にしか繋がらないように設定がされているため、今回の電子化でのデータ送受信に必要となる接続先を「特定通信」として許可するよう、各市のネットワーク機器の設定変更が必要となります。